

令和 6 年度

稼ぐ観光地づくり支援事業
公募要領

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課

第1章 本事業の目的と内容

1 事業の目的

世界的な物価の高騰により、県内の観光関連事業者は、新型コロナ以降も厳しい経営状況が続いています。加えて、人口減少と少子高齢化が進む中、国内外から観光誘客を図り、積極的に外貨を取得することが重要となっています。

これらの状況を鑑み、本事業では、観光関連事業者の生産性向上と受入体制整備を進めるとともに、旅行者の利便性向上による周遊促進、新たな観光コンテンツの造成など、複数事業者が参画し、地域が一体となり進める取組を支援します。

また、本事業では、「デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）」の導入促進を図ることで、より効果的に「稼ぐ観光地づくり」の創出を目指します。

2 補助金交付対象

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO・観光協会等）、徳島県内に所在する民間事業者・団体によるコンソーシアムのほか、これらの団体が作成する稼ぐ観光地づくり事業計画書（以下「事業計画」という。）に記載の事業を実施する事業者とします。

3 補助対象事業

事業計画を策定する者（以下「事業計画策定者」という。）が中心となり、地域の複数の事業者が連携して取り組む、次のいずれかに該当する事業とします。

ア 旅行者の利便性向上・周遊促進の取組

例：ビッグデータの活用、二次交通の利便性向上、地域通貨の導入等

イ 地域事業者の生産性向上の取組

例：生産性向上のための設備（自動チェックイン、AI対応ほか）導入等

ウ 受入体制整備のための取組

例：施設改修、多言語標記、景観整備のための廃屋撤去等

エ 新たな観光コンテンツの造成の取組

例：新たな観光コンテンツの造成、プロモーション、新名物の開発等

4 補助事業実施対象期間

交付決定日から令和7年3月7日まで

5 補助率及び補助額

補助率 1／2以内 補助上限 10,000千円

6 補助対象経費・補助対象外経費

本事業の補助対象経費は、事業目的を達成するために実施事業に直接必要となる経費であって、補助事業者が実施する既存事業に係る経費と明確に区分できる経費であることとします。

■ 補助対象経費（一例）

ア 旅行者の利便性向上・周遊促進のための取組

- ・ビッグデータを活用したデータ・マーケティングの推進に係る経費
- ・二次交通の利便性向上に係る経費
- ・地域通貨やエリア一体となったキャッシュレス決済の導入に係る経費
- ・エリア一体をカバーするW i - F i 環境整備に係る経費

イ 地域事業者の生産性向上の取組

- ・省力化や生産性向上に資する設備の活用に係る経費
- ・地域共通PMS（顧客予約システム）の活用に係る経費
- ・デジタル活用人材の育成に係る経費

ウ 受入体制整備のための取組

- ・宿泊、観光施設の改修に必要な設計や工事に係る経費（新築・増築は対象外）
- ・多言語表記のための標識やデジタルサイネージ、音声案内の導入に係る経費
- ・景観改善のための廃屋撤去や不法投棄された廃棄物の撤去などに係る経費

エ 新たな観光コンテンツ造成の取組

- ・観光コンテンツ、旅行商品、グルメ、名産品の企画開発に係る経費
- ・専門家、旅行会社、インフルエンサーの招聘に係る経費
- ・コンテンツの販売に必要なツール作成に係る経費
- ・コンテンツの販路拡大を目的としたプロモーションに係る経費

■ 補助対象外経費（一例）

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に着手したものに係る経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・専門知識を有しないモニターツアー参加者の旅費 等

第2章 申請手続き

1 申請手続きの流れ・スケジュール

事業計画策定者は、補助事業を受けようとする地域の事業者（以下「補助金交付申請者」という。）と協議の上、事業計画を取りまとめ、必要な書類とともに提出してください。

事業計画提出後のスケジュールについては、次表のとおり予定しています。

時 期	手 続 き
令和6年6月24日～7月24日	事業計画の作成・提出
令和6年7月下旬	事業計画の審査（審査会を開催）
令和6年8月上旬	採択結果を通知
令和6年8月中旬	補助金交付申請書の作成・提出
令和6年8月下旬	補助金交付決定・事業開始
令和7年3月7日	完了実績報告書・精算書類提出
令和7年3月中	精算（補助金の支払い）

2 申請資格・要件

補助金交付申請者は、次の全てに該当することが必要です。

- ・事業の目標を達成するため、徳島県と十分協議しながら事業を実施すること
- ・公序良俗に反しない事業であること
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- ・県税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団と関係がないこと。

3 事業計画の受付期間及び提出先・提出方法

（1）事業計画の受付期間

令和6年6月24日（月）～令和6年7月24日（水） 17時（必着）

（2）提出先・方法

徳島県観光スポーツ文化政策課観光プロモーション担当

※電子メールで、次のメールアドレスに送信してください

kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※メールの件名は「稼ぐ観光地づくり事業計画」としてください

※メール送付後、観光プロモーション担当宛て電話（088-621-2338）にて到着確認を行ってください。

4 提出書類

事業計画の提出に必要な書類は次のとおりです。

- ① 「稼ぐ観光地づくり」事業計画書（様式第1号）
- ② 事業経費の概算見積書（任意様式）
- ③ 事業計画策定者との連携についての同意書（様式第2号）

5 留意点

事業計画の提出にあたり、次の点にご留意ください。

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。特に、写真は採択後、県において対外向けに公表する場合があるため、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないように公開可能なものを使用してください。

6 問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課観光プロモーション担当

電話 088-621-2338 電子メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

第3章 採択事業の選定

1 選定方法

提出された事業計画を、徳島県が設置する審査委員会において、「2. 審査の観点」に基づき審査を行い、採択事業を選定します。

なお、募集締切後、必要に応じて、申請者等に対してヒアリングを実施する場合があります。

2 審査の観点

提出された事業計画を、以下の観点から審査します。

① 現状分析と事業計画の妥当性

解決すべき課題や誘客するターゲットなどについて現状分析がなされており、それらを踏まえた適切な事業計画となっているか。

② 面的な取組の該当性

本事業による補助の有無に関わらず、複数の事業者の巻き込みができており、面的な取組となっているか。また、事業計画策定者は複数の事業者を巻き込み、取りまとめる能力を有しているか。

③ 「稼ぐ観光地づくり」への寄与度

本事業による取組の結果、旅行者の利便性向上や周遊促進、事業者の生産性向上、観光コンテンツの高付加価値化など、「稼ぐ観光地づくり」への効果が見込まれるか。

3 採択結果の決定及び通知

採択事業の決定後、7月上旬をめぐりに、事業計画策定者に対して結果の通知を行います。

なお、個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

4 採択後の手続きについて

採択後、事業計画策定者は、すべての補助金交付申請者の交付申請書類を取りまとめて提出してください。審査の結果、補助金の交付対象として認められると補助金交付決定通知を送付します。事業の開始は、必ず補助金の交付決定通知を受けた後に行ってください。